

令和 2 年

第 2 回八頭町議会定例会

提 案 理 由 書

令和 2 年 3 月 9 日

議案第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、任期は3年間となっております。現在、本町では9名の人権擁護委員の方にご活躍をいただいておりますが、現在1名の欠員となっており、候補者の推薦をしようとするものです。)

議案第5号は、八頭町福地408番地 鎌谷大心（かまたにだいしん）さんの推薦につき議会の意見を求めるものです。

鎌谷さんは、現在、大樹寺の副住職をなさっておられ、広く地域社会の実情に精通され、人権意識も高く人望の厚い方であります。鎌谷さんの持つておられる知識や経験を生かし、積極的に地域の人権擁護活動に取り組んでいただけるものと考えますので、この度、人権擁護委員に推進いたそうとするものです。

議案第6号

町道の路線認定について

整理番号K0318号、西向田4号線は、認定延長77.9メートルで、幅員は6.0メートルから13.0メートルであります。

この路線は、郡家駅西側の行政区「はなさき台」地内の宅地造成の拡張に伴うもので、行政区の重要な路線で、町道に認定することがふさわしい路線と判断しています。

議案第7号

町道の路線変更について

整理番号K0023号、町道上津黒線は、現在、2,625メートルが未供用部分となっております。

今後も供用見込みが立たないことから、未供用部分を町道から廃止し、認定前の林道に再編入するため、この度、終点の変更をしようとするものであります。

変更後の路線延長は、871.5メートル、幅員は、2.5メートルから9.0メートルであります。

次に整理番号K0312号の西向田3号線は、議案第6号でありました行政区「はなさき台」地内の宅地造成の拡張に伴うものです。

変更後の路線延長は、163.4メートル幅員は、6.0メートルから13.0メートルであります。

議案第8号

鳥取市及び八頭郡八頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

八頭町では、鳥取市と鳥取県東部4町及び兵庫県新温泉町で連携中枢都市圏構想を推進し、魅力あふれる圏域を形成するため、平成30年4月に「鳥取市と八頭郡八頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約」を締結しているところであります。

この度、兵庫県香美町から連携中枢都市圏に加入の申請があり、鳥取県東部と北但馬地域の一層の連携強化を図るため、「鳥取市と八頭郡八頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約」の一部を変更しようとするものであります。

議案第9号

八頭町辺地に係る総合整備計画の変更について

現在、八頭町では、大江辺地ほか7地区につきまして、各地区的要望等を踏まえ、平成28年度から令和2年度までの5年間にわたる総合整備計画を策定し、各地区的活性化や福祉の向上等に努めてきているところであります。

この度、橋梁補修、トンネル修繕、道路の修繕、レクレーション施設等の整備が必要となり、これらの事業を追加し、計画を変更しようとするものであります。

議案第10号

八頭町過疎地域自立促進計画の変更について

平成12年に制定された、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、令和2年度まで、引き続き過疎対策が実施されることとなっているところであります。

八頭町では、合併前から八東地域が過疎地域に指定されており、現在、平成28年度から令和2年度までの5年間の過疎地域自立促進計画を策定し、道路整備や公共施設の整備、集落の維持・活性化事業を実施しております。

この度、新たに道路改良事業や下水道施設の改修、レクレーション施設の整備さらには、高齢者福祉施設、社会体育施設等の改修を追加し、計画を変更しようとするものであります。

議案第11号

新町まちづくり計画の変更について

新町まちづくり計画につきましては、郡家町・船岡町・八東町合併協議会において、平成17年度から26年度までの10年間の計画を策定いたしました。平成24年6月には総務大臣通知により合併特例事業推進要綱が改正され、期間が10年間から15年間に延長され、令和元年度までの計画に基づき様々な事業を実施しているところであります。

昨年4月、合併特例事業推進要綱の改正により、さらに期間が15年間から20年間に延長され、令和6年度まで事業に合併特例債が適用可能となりました。

このことから、今回、健康増進施設の整備、レクレーション施設の整備、芸術・文化活動施設の整備、インバウンドに対応した環境の整備を計画に追加しようとするものであります。

議案第12号

債権の放棄について（簡易水道料金債権）

船岡地域の法人が平成27年2月27日をもって事業を廃止し、倒産をいたしました。

このことに伴い、簡易水道料金の徴収が困難となり、平成20年3月から平成27年3月分までの間の水道料金が徴収不能となりましたので、この度、債権を放棄しようとするものであります。

議案第13号

町有財産（土地）の処分について

昭和61年3月に旧の済美プール建設のため、土地の寄付採納いただいたおりましたが、老朽化によるプールの除却に伴い、この度、除却後に、元地権者に無償譲渡しようとするものであります。

議案第14号

町有財産（建物）の処分について（下町五班集会所）

この度、下町自治会会长より、「下町五班集会所」の建物を無償での普通財産譲渡申請書が提出されました。

「下町五班集会所」は、鉄骨造平屋建、床面積131.83平方メートルで、八頭町船岡2044番地2に平成7年に建設され、従来から下町自治会が管理し、使用しております。

これまでの管理実態に合わせ、下町自治会へ無償で譲渡をしようとするものであります。

議案第15号

町有財産（建物）の処分について（下町五班農機具保管庫）

議案第14号と同様に今回、下町自治会に「下町五班農機具保管庫」の建物を無償譲渡しようとするものです。

下町五班農機具保管庫は、鉄骨造平屋建、床面積72.99平方メートルで、八頭町船岡1274番地1に昭和56年に建設され、從来から下町自治会が管理、使用をしております。

議案第16号

八頭町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

この条例は、地方公務員法等の一部改正に伴い、町長や職員等の地方公団体に対する損害賠償について、賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責する旨を定めるものであります。

議案第17号

八頭町中私都グラウンド芝生広場条例の制定について

昨年、10月から整備をしてまいりました「中私都グラウンド芝生広場」が、間もなく整備が完了します。

この芝生広場は、子どもから大人まで楽しめる地域住民の憩いの場として、また地域活性化の拠点施設としてスポーツ活動、健康づくりが図られるものと期待しているところであります。

この度、3月19日に完成予定の「中私都グラウンド芝生広場」の管理運営について、今後、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第18号

八頭町監査委員条例の一部改正について

この条例は、地方自治法等の一部改正に伴い、条ずれが生じることから改正しようとするものであります。

議案第19号

八頭町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

この条例は、会計年度任用職員について、服務の宣誓の取り扱いを可能とするよう条文を追加するものであります。

議案第20号

八頭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤専門職員のみに適用としている育児休業等の諸条件を、今後、会計年度任用職員に適用しようとするものであります。

議案第21号

八頭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

農業委員及び農地利用適正化推進委員の報酬について、県下の状況をもとに報酬審議会に諮問し、答申をいただきました。

この度、答申を尊重させていただき報酬の改定しようとするものです。

また、合わせまして令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴い、特別職非常勤職員の職の厳格化によりまして、特別職から移行する職種の削除を行うものであります。

議案第22号

八頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

この条例は、会計年度任用職員条例で準用している八頭町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、条ずれが生じることから改正しようとするものであります。

議案第23号

八頭町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

この条例は、整備法の施行に伴い、地方公務員法が改正され、条ずれが生じることから改正するものであります。

議案第24号

八頭町職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、整備法の施行に伴い、地方公務員法が改正されたより、成年被後見人等の欠格条項に該当した者に適用されていた「失職」に関する規定を削除するものであります。

議案第25号

八頭町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

この条例は、議案第24号と同様に技能労務職員について、成年被後見人等の欠格条項に該当した者に適用されていた「失職」に関する規定を削除するものであります。

議案第26号

八頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

この条例は、整備法の施行に伴い、地方公務員法が改正され、引用部分の条ずれが生じることから改正を行うものであります。

議案第27号

八頭町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部改正について

この条例は、整備法の施行に伴い、児童福祉法が改正され、引用部分の条ずれが生じることから改正を行うものであります。

議案第28号

八頭町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

この条例は、整備法の施行に伴い、消防団員の欠格条項から、成年被後見人及び被保佐人を削除するものであります。

議案第 29 号

八頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

この条例は、災害救助法に基づく国の被災住宅の応急修理の基準の改正により、鳥取県被災者住宅支援条例の改正と合わせて、条例を改正しようとするものです。

主な内容は、被災住宅の応急修理の基準の見直しにより、損傷割合 10% 以上のお部損壊も国の支援が拡充されることとなりましたので、この改正を受けて、県とともに国の支援のない損傷割合 10% 未満の被災住宅の支援を拡充するものであります。

議案第 30 号

八頭町集会所条例の一部改正について

行政組織の下町自治会に、議案第 14 号で上程しました「下町五班集会所」を無償譲渡することにあたり、条例の別表から削除しようとするものです。

議案第 31 号

八頭町農業用施設等条例の一部改正について

議案第 30 号と同様に議案第 15 号で上程しました行政組織の下町自治会に、「下町五班農機具保管庫」を無償譲渡するにあたり、条例の別表から削除するものです。

議案第 32 号

やすミニ S L 博物館条例の一部改正について

ミニ S L 博物館が平成 29 年 4 月に開館してから、約 3 年が経過しようとしております。

この度、これまでの施設の利用実績等をもとに開館時間の見直しを行おうとするものであります。

議案第 33 号

八頭町社会体育施設条例の一部改正について

この度、各体育施設利用時間の統一と、隼プールの合宿利用などを想定した料金設定を行おうとするものです。

また、郡家体育館の照明設備をLEDに変更したことに伴い、コインタイマースイッチを9月から廃止しましたので、照明料の表記の変更を行うものです。

議案第34号

八頭町簡易水道事業給水条例の一部改正について

この条例は、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、短期消滅時効制度が廃止されることにより、条例の一部を改正するものです。

議案第35号

八頭町行政区長設置条例の廃止について

この条例は、地方公務員法の改正に伴い、特別職非常勤の定義が変更となり、行政区長等が特別職非常勤職員に該当しなくなります。

この度、行政区長を「私人」とする任用形態に変更するため、条例を廃止しようとするものです。

今後の任用根拠は、八頭町行政区長（自治会長）設置要綱に規定する行政区長の位置づけになりますが、委嘱する事務内容、報償金額については変更のないものとし、活動中の事故に対応する保険加入を行う予定としております。

議案第36号

八頭町靈きゅう自動車使用料条例の廃止について

本事業については、現在、町内の事業者においてサービスの提供があることに加え、年々利用者数が減少しているのが現状であります。

こうしたことから、昨年、町内14カ所の行政懇談会において廃止を検討していることを説明し、町民の皆様からご意見をいただきました。

ご意見等をもとに検討を行い、協議した結果、本事業について行政サービスとしての役割を終了したものと判断し、この度、本条例を廃止しようとするものです。

議案第37号から議案第47号は補正予算の関係であります。

議案第37号

令和元年度八頭町一般会計補正予算（第9号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億68万3千円を減額しようとするものです。

歳入の主なものをご説明いたします。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金、7,800万円余を増額し、また、プレミアム商品券事業、1,800万円余、社会资本整備総合交付金、2,800万円余を減額しております。

県支出金は、農地中山間事業県補助金、1,500万円余、経営体育成事業県補助金、1,100万円余、竹林整備事業県補助金、1,100万円余を減額し、寄付金は、ふるさと納税等、5,600万円余の増額です。

繰入金は、減債基金繰入金、1億円の減額、諸収入では、プレミアム商品券販売収入、1,800万円余を増額し、スポーツ振興くじ助成金、1,200万円余を減額しました。

町債については、それぞれの事業費の確定等により、急傾斜地崩壊対策負担金事業債、3,000万円余、公園整備事業債、2,500万円余、町道森原線改良事業債、6,200万円を減額し、小学校整備事業債、1億3,900万円余、中学校整備事業債、8,700万円余を増額しております。

次に歳出であります。

総務費は、ふるさと活性化基金積立金、5,700万円余を増額し、情報政策費の備品購入費等、1,700万円余を減額しております。

民生費は、保育所運営費の臨時・非常勤保育士賃金等、2,400万円余、衛生費は、実績見込みにより、予防接種事業委託金、1,000万円余の減額です。

農林水産業費の農業費は、農地中間管理事業補助金、1,500万円、林業費は、森林環境整備事業、900万円、竹林整備事業、1,200万円余を減額しました。

土木費は、県事業の急傾斜地崩壊対策負担金、3,000万円余、社会资本整備総合交付金事業は、町道森原線改良事業、上町橋改良事業、天満橋改良事業を事業費の確定により減額し、町道大江志子部線改良事業、3,400万円、町道大隼線改良事業、1,500万円余を増額しております。

教育費は、国の大型補正により、小学校管理運営費、1億8,200万円余、中学校管理運営費、1億3,100万円余の増額としております。

次に繰越明許費の関係です。

5ページに繰越明許費の内訳を表示しておりますが、財産管理費など15事業につきまして、年度内に完成することができないので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越しようとするものです。

続いて次の6ページ、第3表は債務負担行為の変更であります。次の7ページの第4表は、地方債の変更一覧です。

後で、ご確認をお願いいたします。

議案第38号

令和元年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、134万2千円を減額しようとするものです。

歳入の主なものは、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う一般会計繰入金、235万円余を減額し、システム整備に伴う国庫補助金、96万円余を増額しました。

歳出は、総務費の人物費、160万円、退職被保険者の療養給付費、150万円を減額し、一般被保険者の療養費、150万円を増額しております。

議案第39号

令和元年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、79万4千円を減額しようとするものです。

歳入では、新たな団地造成に伴います新規加入手数料、520万円余を増額し、事業費の確定により町債、590万円を減額しました。

歳出は、基金積立金、1,499万円を増額し、公課費の消費税納付金、450万円、簡易水道整備事業費、534万円余を減額しております。

議案第40号

令和元年度八頭町住宅資金特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、86万7千円を追加しようとするものです。

歳入では、県支出金の償還推進助成事業補助金、40万円余を減額し、

住宅資金貸付金の償還元利収入等、125万円余を追加しました。

歳出では、民事執行予納金、50万円を減額し、住宅資金健全化基金積立金、259万円余を増額しております。

議案第41号

令和元年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、296万1千円を増額しようとするものです。

歳入では、公共下水道加入分担金、736万円、消費税還付金、630万円余を追加し、国庫支出金の社会資本総合整備交付金、200万円、一般会計繰入金、400万円、下水道事業債等、470万円を減額しました。

歳出は、消費税、617万円余、郡家地区雨水排水対策事業費、359万円余、社会資本総合整備事業で計画しておりました下水道長寿命化事業費、153万円余を減額しております。

議案第42号

令和元年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、370万円を減額しようとするものです。

歳入では、農業集落排水事業国庫補助金、141万円余を追加し、下水道施設整備事業債等、520万円を減額しました。

歳出は、総務費の消費税、施設管理費等、739万円余、農業集落排水施設統合事業費、90万円余を減額しております。

議案第43号

令和元年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、610万9千円を追加しようとするものです。

歳入では、実績見込みにより、介護保険料、890万円を増額し、支払基金交付金、135万円余、介護給付費等県支出金、199万円余を減額しました。

歳出は、保険給付費の居宅介護サービス給付費、3,366万円余を増額し、地域密着型介護サービス給付費、934万円余、施設介護サービス給

付費、764万円余、介護予防サービス給付費、1,072万円余、地域支援事業費、879万円余の減額です。

議案第44号

令和元年度八頭町宅地造成特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、25万4千円を追加しようとするものです。

歳入では、宅地造成基金利子、1万円余、繰越金、23万円余を増額し、歳出では、積立金、1万円余を増額しています。

議案第45号

令和元年度八頭町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、9万7千円を減額しようとするものです。

歳入では、繰越金、20万円余、負担金、33万円余を増額し、基金繰入金、63万円余を減額しています。

歳出は、墓地基金積立金、9万円余の減額です。

議案第46号

令和元年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、480万4千円を増額しようとするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1,117万円余を増額し、一般会計からの保険基盤安定繰入金、727万円余を減額しました。

歳出は、広域連合負担金、390万円余を増額しています。

議案第47号

令和元年度八頭町篠波財産区特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、60万9千円を増額しようとするものです。

歳入では、立木売払収入、38万円余、繰越金、22万円を増額し、歳出は、補助金、12万円余の増額です。

議案第48号から議案第62号は令和2年度当初予算の関係であります。

議案第48号

令和2年度八頭町一般会計予算

令和2年度八頭町一般会計予算は、106億8,800万円を計上いたしました。前年度と比較し、率で2.6%の増となりました。

まず、地方債の関係です。

6ページ、第2表になりますが、限度額合計は、11億7,370万円、起債の方法等は、記載のとおりです。

歳入についてご説明いたします。

(予算書では、9ページからになります。)

主なものを申し上げます。

町税は、12億9,500万円余で、町民税、5億6,900万円余を計上し、固定資産税は、家屋及び償却資産等の増額から、5億7,300万円余としました。

地方消費税交付金は、3億3,200万円余を見込み、地方交付税は、49億900万円余の計上です。普通交付税は、最終年を迎えます合併算定替特例措置分の減額と、新たに創設された「地域社会再生事業費」の増額を見込み、45億6,700万円、特別交付税は、3億4,200万円余としております。

分担金及び負担金は、3,200万円余の計上で、主なものは、児童福祉費負担金（保育料）であります。

使用料及び手数料は、6,700万円余を計上しました。

国庫支出金は、9億8,300万円余で、社会福祉費、生活保護費の負担金、道路メンテナンス事業の補助金等は増額で、児童扶養手当の負担金、社会资本整備総合交付金等は減額となっております。

県支出金は、10億5,600万円余で、みんなで取り組む中山間地域活性化支援や地籍調査事業、戦略的スーパー園芸団地整備事業等の県補助金は増額で、農地中間管理事業の県補助金等は減額であります。

繰入金は、4億7,000万円余で、財政調整基金、3億2,000万円、減債基金、1億円、ふるさと活性化基金、5,000万円余の繰り入れです。

諸収入は、1億1,800万円余、町債は、11億7,300万円余となっております。

次に歳出をご説明いたします。

(予算書では、33ページからになります。)

議会費は、9,800万円余あります。

総務費は、12億6,900万円余で、前年度と比較しまして、9,500万円余の減額となりました。

主因は、昨年の中私都グラウンド芝生化事業や駅舎レトロ化事業の完了、職員用パソコン、町営バス購入事業の整備が終了したことによるものです。財産管理費、情報通信基盤整備事業費は、それぞれ、9,900万円余、若桜鉄道対策費は、1億5,300万円余の計上です。

民生費は、34億6,500万円余で、前年度と比較しまして、1億3,200万円余の増額となりました。主因は、八東地域福祉センター改修工事、船岡地区福祉施設改修工事の増額によるものです。

医療会計の繰出金は、国民健康保険特別会計、1億7,300万円余、介護保険特別会計、3億8,500万円余です。また、特別医療支給費、1億2,000万円余、自立支援制度事業費、4億4,500万円余、後期高齢者医療費、2億7,700万円余、児童手当給付事業、2億1,800万円余、保育所運営費、3億3,600万円余、生活保護扶助費には、1億7,900万円余を計上しました。

衛生費は、7億9,500万円余で、1億3,400万円余の大幅な増となりました。主因は、昨年、本格的に工事着手をしました東部広域の可燃物処理施設の負担金、2億2,700万円余の増額によるものです。

予防接種事業は、前年度の実績見込みをもとに、5,500万円余、また、ごみ処理費、4億4,400万円余、各種検診等の長寿健康増進事業費、5,000万円余、簡易水道特別会計への繰出金は、3,300万円を計上しています。

農林水産業費は、15億1,100万円余です。前年度と比較しまして、1,300万円余の微増となりました。

農業関係では、農業農村整備事業、7,700万円余、多面的機能支払交付金事業、9,200万円余を計上しました。

また、農業集落排水特別会計への繰出金、4億7,000万円、地籍調査事業費、2億6,100万円、林業関係では、野生鳥獣被害防止事業費、6,400万円余、竹林整備事業、間伐促進事業などの継続事業を予定し、森林環境整備事業は、1,600万円余です。

商工費は、6,300万円余、観光費では、観光協会補助金、1,200万円余を計上しています。

土木費は、8億1,000万円余です

道路橋梁維持費では、道路、橋梁の長寿命化事業等で、4,400万円余、道路新設改良費は、4億1,300万円余の計上です。主なものは、継続事

業であります町道の新道線、丹比縦貫線、大隼線の改良事業など、また、橋梁長寿命化計画に基づきます保木橋、市場大橋、小規模橋梁改良事業等の改修工事などを計画しております。

また、公共下水道特別会計への繰出金は、2億4,500万円を計上しました。

消防費は、3億9,800万円余です。

主なものは、消防団運営費、5,500万円余、東部広域負担金、2億8,600万円余の計上です。

教育費は、10億1,500万円余で、1億9,100万円余の増額となっています。

小学校費は、3億300万円余で、郡家西小学校の大規模改修委託料や各小学校体育館のトイレ改修等をはじめとする管理運営費、2億2,700万円余、少人数学級等実施事業費は、郡家東、郡家西小学校の30人学級設置費用を計上しました。

中学校費は、1億200万円余で、管理運営費で中学校体育館トイレ改修をはじめ、2,3年生の33人学級の費用等を見込んでおります。

また、社会教育費は、1億9,900万円余で、公民館、図書館等の運営費の計上です。

保健体育費は、2億700万円余で、主なものは、社会体育施設、学校給食の運営費などであります。

最後に公債費です。12億900万円余を計上し、内訳は、元金、11億4,400万円余、利子、6,500万円余であります。

議案第49号

令和2年度八頭町国民健康保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、19億6,800万円といたしております。

歳入では、国民健康保険税を後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ、2億8,200万円余を計上し、歳入に占める割合は、14.3%となっております。

他に主なものでは、県支出金、14億2,700万円余、繰入金は、保険税軽減事業繰入金、一般会計繰入金等を合わせ、2億3,300万円余を計上しております。

歳出では、保険給付費を前年より、6,200万円余多い、14億1,500万円余を見込みました。歳出に占める割合は、71.9%であります。

他には、鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金、4億4,600万円余、保健事業費では、特定健診の費用等、4,600万円余の計上です。

議案第50号

令和2年度八頭町簡易水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、2億6,700万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、2億500万円余を見込み、一般会計からの繰入金、3,300万円、簡易水道事業基金繰入金、660万円、町債は、水道施設事業債、水道公営企業会計適用事業債を合わせて、1,250万円の計上です。

歳出は、総務費で、簡易水道施設の維持管理費、消費税等を合わせ、1億2,630万円余、事業費は、簡易水道連絡管路検討事業など、1,390万円余を計上しました。

公債費は、借入金の元利償還金、1億2,400万円余であります。

議案第51号

令和2年度八頭町住宅資金特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、400万円といたしております。

歳入では、県支出金の住宅新築資金等貸付事業費県補助金、30万円余、諸収入は、住宅資金貸付金の償還元利収入を360万円余としました。

歳出は、住宅資金貸付事業費、60万円、公債費は、町債元利償還金、160万円余の計上です。

議案第52号

令和2年度八頭町公共下水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、6億1,600万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、1億2,200万円余、社会資本総合整備

事業国庫補助金、1億1,390万円余の計上です。

繰入金は、2億4,500万円、町債は、下水道事業債、1億2,090万円であります。

歳出は、総務費で、下水道施設の維持管理費、消費税等を合わせ、1億3,310万円余を計上しました。

下水道事業費は、郡家地区の雨水排水対策事業に、2億3,290万円余を計上です。

公債費は、町債元利償還金、2億4,710万円余であります。

議案第53号

令和2年度八頭町農業集落排水特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、7億1,600万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、1億4,220万円余、繰入金、4億7,000万円、町債は、下水道施設整備事業債、5,510万円、集落排水統合事業国庫補助金、2,980万円余の計上です。

歳出は、総務費で、集落排水施設の維持管理費、消費税等を合わせ、2億5,720万円余であります。

集落排水施設統合事業費は、工事請負費に8,410万円余を計上しています。

公債費は、町債元利償還金、3億7,200万円余です。

議案第54号

令和2年度八頭町介護保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、23億9,600万円といたしております。

歳入では、第1号被保険者の介護保険料、4億5,000万円余、介護給付費等国庫支出金、3億9,100万円余、第2号被保険者納付分の支払基金交付金、6億800万円余、介護給付費等県支出金、3億1,500万円余、一般会計からの繰入金は、3億8,500万円余です。

歳出は、総務費で、総務管理事務費等、7,200万円余、保険給付費は、施設サービス利用者、在宅サービス利用者等の介護保険サービス等諸費、21億7,700万円余、介護予防事業等の地域支援事業費、9,800万

円余の計上であります。

議案第 55 号

令和 2 年度八頭町宅地造成特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、920万円といたしております。

歳入では、宅地造成基金からの繰入金、910万円余、歳出は、公債費で、町債の元利償還金、910万円余であります。

議案第 56 号

令和 2 年度八頭町墓地事業特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、400万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、28万円、基金からの繰入金、160万円、歳出は、総務管理費、376万円余の計上です。

議案第 57 号

令和 2 年度八頭町後期高齢者医療特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、1億9,830万円といたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1億3,870万円余、一般会計からの繰入金は、保険基盤安定及び事務費の繰入金を合わせ、5,900万円余を見込みました。

歳出では、総務費、330万円余、広域連合負担金は、保険料と保険基盤安定負担金を合わせ、1億9,430万円余を計上いたしております。

議案第 58 号

令和 2 年度八頭町上私都財産区特別会計予算

議案第 59 号

令和 2 年度八頭町市場、覚王寺財産区特別会計予算

議案第 60 号

令和 2 年度八頭町上津黒、下津黒財産区特別会計予算

議案第 61 号

令和 2 年度八頭町篠波財産区特別会計予算

議案第 62 号

令和 2 年度八頭町大江財産区特別会計予算

の 5 議案の予算につきましては、それぞれの管理会から提出されましたものを精査し、ここに提案いたしております。